

令和6年度 公の施設等運営状況報告

農林水産部

令和6年6月12日（水）

目 次

1	運営状況報告の概要	3
2	施設別運営状況報告	
	(1) 県所有施設	
	①【産地振興課】	
	園芸リサイクルセンター	4
	②【畜産課】	
	米平公共育成牧場	10
	③【林政課】	
	自然観察施設等（奥久慈憩いの森、水郷県民の森、お手まき記念の森）	16
	茨城県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）	27
	④【水産振興課】	
	波崎漁港海岸休憩施設	35
	漁港施設等（那珂湊漁港駐車場、那珂湊漁港水門、波崎漁港浄化施設）	39

○ 運営状況報告の概要

- 令和6年度の所管施設数は13施設で、令和5年度と比較して、施設の増減はない。
- 茨城県民の森及び植物園については、令和7年4月のリニューアルオープンを目指して、実施設計・工事・管理運営の一括公募を実施し、先月事業者を決定したところであり、今定例会に建設工事請負契約の締結に係る議案を上程している。
- 茨城県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）については、令和6年度をもって指定管理の期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定。

	現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
今回報告	9		4			13
前回報告 (県有施設等調特)	9		4			13

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

産地振興課（農林水産部）
令和6年6月12日（水）

○施設名 園芸リサイクルセンター

1 現状

(1) 施設の概要

- 園芸リサイクルセンターは、園芸振興と農村環境保全の両立を図り、農業由来の廃プラスチック(使用済農業用ビニール(以下「農ビ」という。)、使用済農業用ポリエチレン等(以下「農ポリ」という。))。総称して以下「廃プラ」という。)の処理について、農業者の負担軽減と適正処理に資するために設置した施設であり、主に廃プラの収集運搬及び再生処理等の事業を行っている。

所在地	東茨城郡茨城町網掛 1154- 1
開業年月	平成7年7月
施設概要	敷地面積 51,365.63 m ² 工場棟：鉄骨鉄筋コンクリート造2階建(延床面積：1,902.64 m ²) 管理棟：鉄骨鉄筋コンクリート造1階建(延床面積：248.39 m ²)
設置理由	<p>本県は農業産出額の過半を園芸作物が占めており、農業由来の廃プラの排出量が多い県である。当施設を整備する以前は、廃プラの排出量が急増していく中、近隣に処理事業者がなく、遠方の処理事業者に処理を委託していたため農業者の負担が大きかったほか、野焼き等の不適正処理が多く見られ問題となっていた。</p> <p>そのため、県・市町村・農業者(農業者団体等)による廃プラの適正処理に係る協会を設置し、県が処理事業者の誘致と施設整備を行い、施設を協会(現在の(公社)茨城県農林振興公社に事業継承)に貸付け運営することとした。</p> <p>なお、平成7年10月23日付けで国から発出された「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」では、「園芸用使用済プラスチックの適正処理はリサイクル処理を基本とする。」こととされており、行政機関等が中心となって、必要な支援措置を積極的に講ずるものとしている。</p>
設置の根拠法令等	—
事業内容	農ビの収集運搬及び再生処理、農ポリの収集運搬(再生処理は外部委託)、廃プラ適正処理に係る農業者への啓発等
定員	—
利用料金	登録料：1,000円/戸・年、処理料金：56.0円/kg(農ビ)、60.5円/kg(農ポリ)

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 平成7年度から(公社)茨城県農林振興公社(以下「公社」。)へ貸付け、公社が主体的な運営を行っている。

相手方	公益社団法人 茨城県農林振興公社 (旧社団法人茨城県農業用プラスチック処理協会の事業を継承)
契約形態	公有財産賃貸借契約 (令和5年締結) 3年更新
契約内容	土地 51,365.63 m ² 、建物 2件 (延べ床面積 2,151.03 m ²)、工作物 28件の貸付け
貸付料 (年額)	15,779,880 円

(3) 利用状況

- 利用者数(登録農家戸数)は、平成13年度以降は概ね6,000戸前後と横ばいで、令和5年度の利用者数は約5,600戸と、ピーク時(平成18年度)の87%とやや減少している。
- 県内全域の農業者が利用しており、年間を通して各市町村から回収している。
- なお、令和5年度の廃プラの回収量は約4,000トンと、ピーク時(平成8年度)の54%となっている。
- 資材の耐久性向上や処理費用上昇等の理由により、農家においてプラスチック資材を長期利用することで排出までの期間が長くなっていること、また、生分解性資材等の導入が進んでいること等により、年々減少傾向となっている。

【利用者数等の推移】

(単位：戸)

年度	H18 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
登録農家戸数	6,559	5,743	5,676	5,605	5,812	6,165	6,414	6,151	5,995	5,656	5,679	87%

【廃プラ回収量の推移】

(単位：トン)

年度	H8 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
回収量	7,565	3,822	3,896	3,729	3,663	4,577	5,459	5,788	4,878	4,337	4,094	54%

※H29に県内の処理業者が廃業した影響で、H30からR2まで一時的に回収量が増加。

(4) 運営状況

- 園芸リサイクルセンターにおいては、廃プラの適正処理等の目的を達成するため、市町村や農業者団体と連携した廃プラの収集運搬事業や、民間処理事業者と連携した廃プラの再生処理事業を実施してきた。
- 収支については、平成28年度までは概ね均衡が図られていたものの、社会情勢の変化に伴い、運営費用や民間事業者への処理委託料が上昇したことで、平成29年度から令和元年度は収支状況が悪化した。このため、令和2年度に利用料金を変更した結果、近年は収支が回復した。
- 施設設備の大規模な修繕については県において実施しており、1年間あたり平均で約2,500万円となっている。なお、比較的軽微な修繕は、公社において実施している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)					歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	利用料 収入	会費・ 補助金※1	再生品売 却収入※2	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他※3				
H26	261,107	61,028	50,995	99,873	49,211	238,298	12,578	40,878	184,842	0	22,809	8,461
H27	269,906	62,468	48,985	97,738	60,715	250,676	14,122	42,224	194,330	0	19,230	7,889
H28	234,242	83,971	48,133	67,760	34,378	232,181	13,989	32,735	185,457	0	2,061	7,914
H29	209,285	72,368	60,809	49,653	26,455	239,443	12,387	35,747	191,309	0	△30,158	8,305
H30	250,650	91,357	63,002	68,349	27,942	290,653	12,731	32,380	228,910	16,632	△40,003	32,125
R1	292,758	139,538	63,495	72,030	17,695	294,887	14,562	28,625	251,700	0	△2,129	34,460
R2	443,418	340,724	71,923	16,442	14,329	442,535	13,786	29,920	398,829	0	883	26,979
R3	395,740	296,359	58,092	22,077	19,212	394,646	14,149	34,751	345,746	0	1,094	29,336
R4	366,938	261,893	48,715	21,821	34,509	362,387	14,718	42,323	305,346	0	4,551	41,182
R5 (見込み)	309,518	144,765	46,730	83,967	34,056	308,567	18,720	47,452	242,395	0	951	56,760
平均	303,356	155,447	56,088	59,971	31,851	305,427	14,174	36,704	252,887	1,663	△2,071	25,341

※1：農業者団体会費（定額）、市町村会費、補助金。

※3：大規模修繕費用。

※2：グラッシュ（再生品）の売却収入。R2～R4は売却単価が低かったことで減少。

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

○ 主な実績としては、施設及び設備の老朽化に伴うプラント機器の更新等を実施した。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	0	
H29	0	
H30	40,932	排水処理施設（接触酸化槽）修繕（県）、排水処理プラント設備（泥掻き寄せ機等）更新（公社）
R 1	24,310	排水処理プラント設備（制御盤等）更新（県）
R 2	21,116	再生処理プラント設備（粉碎機1基目）更新（県）
R 3	21,116	再生処理プラント設備（粉碎機2基目）更新（県）
R 4	28,782	再生処理プラント設備（第1洗浄トロンメル等）更新（県）
R 5	12,595	高圧電力受変電設備（キュービクル）修繕（県）
計	148,851	

（5）周辺エリア、類似施設等の状況

- 農ビの再生処理施設は、全国で当施設を含め5社しかなく、県内には他に類似施設はない。
- 千葉県も本県同様に県が所有するリサイクルセンターがあり、廃プラの処理を行っているものの、廃プラの排出量が本県より少ないため、効率的な運営等について検討している状況である。

2 課題

- 廃プラについては、排出者である農業者自身が自ら適切に処分すべき産業廃棄物であるが、一般に農業者は零細であるため、個々の廃プラの排出量は少なく、また、土が付着していること等により、民間の事業者には処理を敬遠されやすいという特性がある。
- 農ビについては近隣に民間の再生処理事業者が無い場合、農家負担の増加を抑えるためには、当施設を中心とした集団回収と処理の枠組みを維持していく必要がある。
- 施設設置から 29 年が経過しており、継続的な運営のためには施設や設備の老朽化への対応が必要である。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第 8 回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行施設の継続的な運営により、農業県として資源循環型農業を推進していく。

【理由】

- 当施設はこれまで、本事業を通じた廃プラの再生処理の取り組みにより、廃プラの再生率が年々上昇している等、一定の効果を上げていることから、引き続き施設を存続させていくことが必要である。
- なお、施設の管理運営に当たっては、市町村と連携した体制を維持するためには民間事業者での運営は困難であるなどの観点から、引き続き県において運営を継続し、農家へのより一層のセンター利用の呼びかけを行うとともに、他県からの試行的な受入の実施等による効率的な運営に必要な処理量の確保、より農家負担の低減につながりうる処理業者・処理方法の調査、予防保全による修繕費の削減などにより合理化に取り組んでいく。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

畜産課（農林水産部）

令和6年6月12日（水）

○施設名 米平公共育成牧場

1 現状

(1) 施設の概要

- 米平公共育成牧場は、県北地域のモデル牧場として、放牧を活用した優良繁殖雌牛の飼育と肥育技術の実証展示を行っている。

所在地	高萩市大字中戸川字米平 2096 番地
開業年月	昭和 56 年 4 月
施設概要	施設敷地 1,405,340 m ² 、鉄骨造牛舎（延床面積：5,697.26 m ² ）、鉄骨造倉庫（延床面積 363.12 m ² ）、鉄骨造堆肥舎（延床面積 489 m ² ）、ほか
設置理由	県内雌牛の繁殖成績向上を目的とした放牧事業、高品質常陸牛生産のための肥育技術や飼料の給与実証を行うための施設
設置の根拠法令等	-
事業内容	県内繁殖雌牛の放牧、肥育技術の実証
定員	放牧地 牛 50 頭 肥育牛 250 頭
利用料金	預かり放牧 440 円/頭・日

(2) 管理手法 ※令和 6 年 4 月 1 日時点

- 運営コストの削減を図るため、開設当初の昭和 56 年度から雌牛の放牧管理技術と肥育技術を有する茨城県畜産農業協同組合連合会への貸付により行っており、同連合会が主体的に運営を行っている。

相手方	茨城県畜産農業協同組合連合会
契約形態	公有財産賃借契約（令和 4 年締結） 4 年毎に更新
契約内容	施設敷地 1,061,003 m ² 、付帯施設 7 件の貸付け
貸付料(年額)	無償貸与

(3) 利用状況

- 利用頭数は、近年微増傾向で推移し、令和4年度は307頭と近年では最大となっている。
- 平成30年度に県内農家から、雌牛の繁殖成績を向上させることを目的に預かり放牧を開始したため、これ以降、利用頭数が増加している。主に牧場が所在している高萩市や近隣の大字町などからの利用が中心となっている

【利用者数の推移】

(単位：頭)

年度	R4 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用頭数	307	253	243	249	270	269	276	277	279	307	290	94%

(4) 運営状況

- 米平公共育成牧場においては、県内雌牛の繁殖成績の向上と高品質常陸牛の生産拡大等の目的を達成するため、繁殖雌牛の放牧、肥育技術の実証などを行ってきた。
- その結果、平成29年度から令和3年度にかけては景気の冷え込みやコロナ禍の影響による枝肉価格の低迷などにより、収支がマイナスとなったが、令和4年度以降は放牧頭数の拡大による利用料の増加や放牧による生産性の向上などにより黒字に転換している。
- なお、米平公共育成牧場の運営に関して、県は指定管理料や補助金等の費用負担は行わず、貸付先である茨城県畜産農業協同組合連合会において管理運営に伴い生じる費用を負担している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H26	139,553	-	0	139,553	151,621	4,099	9,323	137,357	842	△12,068	0
H27	367,155	-	0	367,155	365,876	4,223	5,724	355,154	775	1,279	0
H28	163,074	-	0	163,074	156,895	4,808	5,851	145,526	710	6,179	0
H29	156,454	-	0	156,454	163,754	4,362	6,500	152,335	557	△7,300	54,238
H30	183,039	-	1,597	181,442	207,026	4,507	8,505	192,226	1,788	△23,987	0
R 1	156,992	-	3,155	153,837	173,989	4,634	8,905	157,199	3,251	△16,997	0
R 2	197,429	-	4,403	193,026	206,838	6,597	8,279	187,016	4,946	△9,409	27,566
R 3	141,272	-	4,117	137,155	147,590	3,881	11,382	129,054	3,273	△6,318	0
R 4	197,826	-	4,617	193,209	194,305	3,910	10,241	176,335	3,819	3,521	16,379
R 5	200,300	-	4,900	195,400	197,700	5,100	10,180	178,850	3,570	2,600	0
平均	190,309	-	2,279	188,031	196,559	4,612	8,489	181,105	2,353	△6,250	9,818

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- 繁殖雌牛の放牧を行うための放牧地整備については、国補事業を活用し県が実施した。
- その他、台風や大雨による大規模な法面崩壊の復旧工事は県が実施し、施設の維持管理に関する小規模な修繕は貸付先の茨城県畜産農業協同組合連合会で実施している。

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	0	
H29	54,232	放牧地の整備、簡易な牛を繋ぐためのスタンションの整備や牧草の種子や肥料の散布
H30	0	
R 1	0	
R 2	27,566	台風 19 号による法面や山腹崩壊等に伴う復旧工事
R 3	0	
R 4	16,379	大雨による採草地法面崩壊に伴う復旧工事
R 5	0	
計	98,177	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 県北地域は和牛繁殖が盛んな地域であり、本地域に和牛のための放牧地があることで地域の繁殖農家の労力削減、生産性の向上が期待できる。
- 県内の公共牧場及び共同利用牧場は、採算性や老朽化などの問題から年々減少しており、令和 5 年度は米平公共育成牧場含めて 5 牧場で、このうち米平公共育成牧場を除く 4 牧場が管理主体は市町村となっている。

2 課題

- 施設設置から 43 年経過しており、放牧地や施設、設備の老朽化への対応が必要である。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第8回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- 当施設はこれまで、県内繁殖雌牛の生産性向上と常陸牛の生産拡大並びに高品質化を図るため、農家の雌牛放牧や肥育技術の実証展示などを通じて、常陸牛のブランド化に一定の役割を果たしており、引き続き施設を存続させる必要がある。
- なお、施設の管理運営に当たっては、周辺地域に代替施設が無いほか、繁殖雌牛や肥育牛の飼養管理などの特殊な技術が必要なほか、採算性が課題であり、民間事業者での運営は困難であるなどの観点から、引き続き茨城県畜産農業協同組合連合会による管理運営を継続し、更なる放牧頭数の拡大などによる収入増加と生産性向上などの合理化に取り組んでいく。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

林政課（農林水産部）
令和6年6月12日（水）

○施設名 自然観察施設等（奥久慈憩いの森、水郷県民の森、お手まき記念の森）

1 現状

(1) 施設の概要

- 奥久慈憩いの森は、森林に関する学習及び研修並びに自然探勝の場として設置した自然観察施設である。昭和51年に開催された第27回全国植樹祭では、昭和天皇皇后両陛下が施設内に樹木をお手植えされた。平成元年に開催された第13回全国育樹祭では、お手植えされた樹木を皇太子殿下（現天皇陛下）がお手入れされた。
- 水郷県民の森は、森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場として設置した自然観察施設である。平成17年に開催された第56回全国植樹祭では、当時の天皇皇后両陛下（現在の上皇太后陛下）が施設内に樹木をお手植えされた。令和5年に開催された第46回全国育樹祭では、お手植えされた樹木を秋篠宮皇嗣同妃両殿下がお手入れされた。
- お手まき記念の森は、昭和51年に開催された第27回全国植樹祭の会場の一つであり、昭和天皇皇后両陛下が樹木の種をお手まきされた場所である。昭和57年4月、高萩市がお手まき記念の森を含む周辺一帯を森林公園として整備するため、県は土地・建物を無償で貸付けした。現在、高萩市森林公園として市民に親しまれ、園内には同市出身の彫刻家が製作した彫刻が展示されており、芸術公園の趣も有している。

	奥久慈憩いの森	水郷県民の森	お手まき記念の森														
所在地	久慈郡大子町大字高柴4164-3ほか	潮来市島須3072-83ほか	高萩市下手綱1952-17ほか														
開業年月	昭和51年6月	平成18年4月	昭和51年4月														
施設概要	面積 49.3ha 森林学習館 延べ床面積：350.44㎡ 構造：木造、地上1階 林業研修センター 延べ床面積：499.35㎡ 構造：木造、地上2階 ログハウス 延べ床面積：81.81㎡ 構造：木造、地上1階	面積 51.5ha ビジターセンター 延べ床面積：696.41㎡ 構造：木造、地上1階 活動体験施設 延べ床面積：122.38㎡ 構造：木造、地上1階	土地 18,249.13㎡ 公園敷地 17,822.46㎡ 建物敷 426.67㎡ 建物（展示棟）1棟 延べ床面積：318㎡ 構造：木造、地上1階														
設置理由	森林に関する学習及び研修並びに自然探勝の場として、県民の利用に供する施設	森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場として、県民の利用に供する施設	緑化思想の普及、地域住民の福祉向上の場として、県民の利用に供する施設														
設置の根拠法令等	茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例		高萩市森林公園の設置及び管理に関する条例														
事業内容	施設・設備の管理、森林・緑地の管理、自然観察等のイベント開催		施設・設備の管理、森林・緑地の管理														
定員	-																
利用料金	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">林業研修センター</td> <td rowspan="2">教室</td> <td>1日 3,030円</td> </tr> <tr> <td>半日 1,520円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">宿泊施設</td> <td>1泊大人1人 1,970円</td> </tr> <tr> <td>1泊小人1人 990円</td> </tr> <tr> <td>キャンプ場</td> <td></td> <td>1泊1張り 1,480円 (テント持込み 740円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※条例改正後（R6.10.1～）の価格（予定）</p>	区分		利用料金	林業研修センター	教室	1日 3,030円	半日 1,520円		宿泊施設	1泊大人1人 1,970円	1泊小人1人 990円	キャンプ場		1泊1張り 1,480円 (テント持込み 740円)	無料	無料
区分		利用料金															
林業研修センター	教室	1日 3,030円															
		半日 1,520円															
	宿泊施設	1泊大人1人 1,970円															
		1泊小人1人 990円															
キャンプ場		1泊1張り 1,480円 (テント持込み 740円)															

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 奥久慈憩いの森及び水郷県民の森は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理者による日常管理のほか、県による修繕も行い、施設の維持管理を実施している。
- 両施設とも、令和5年度に指定管理者更新の手続きを行い、奥久慈憩いの森は、指定管理者が太子町から茨城県造園業協同組合に変更となり、水郷県民の森は、公益社団法人茨城県農林振興公社が引き続き指定管理者となった。

施設名	奥久慈憩いの森	水郷県民の森
指定管理者	茨城県造園業協同協会	公益社団法人茨城県農林振興公社
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）	
従事者数	5人（常勤1人、非常勤4人）	7人（常勤2人、非常勤5人）

- お手まき記念の森は、昭和57年4月1日から高萩市への無償貸付けを行い、「高萩市森林公園」として市が管理運営を行っている。

施設名	お手まき記念の森
相手方	高萩市
契約形態	公有財産賃貸借契約（現契約期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日）5年更新
契約内容	土地 18,249.13 m ² （公園敷地 17,822.46 m ² 、建物敷 426.67 m ² ）の貸付け 建物（展示棟）1棟（延べ床面積：318 m ² 、構造：木造、地上1階）の貸付け
貸付料（年額）	無償
その他	高萩市において「高萩市森林公園の設置及び管理に関する条例」を制定（昭和55年） 高萩市は、県との契約に基づき財産の保全、修繕に要する経費を全て負担

(3) 利用状況

- 奥久慈憩いの森の利用者数のピークは、平成 18 年度の約 2 万人で、その後徐々に減少し、近年ではコロナ禍の影響もあり、利用者数が約 8 千人となっている。
- 水郷県民の森は、開業から現在まで、年間 8 万人前後の利用者を確保しており、利用者数のピークは平成 28 年度の約 8 万 5 千人である。その後、コロナ禍の中でも利用者数を維持し、令和 5 年度の利用者数は約 8 万 2 千人となっている。
- お手まき記念の森の利用者数は減少傾向にあり、令和 5 年度は約 9 千人とピーク時の 22%となっている。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	ピーク	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5 / ピーク
奥久慈 憩いの森	19,948 (H18)	13,494	13,769	13,901	12,319	13,359	8,210	7,447	8,184	8,005	8,205	41%
水郷 県民の森	84,537 (H28)	82,987	84,306	84,537	83,394	82,783	80,353	73,375	82,601	81,956	82,272	97%
お手まき 記念の森	41,027 (H20)	19,241	19,955	20,324	18,086	18,024	20,011	20,963	14,486	10,891	8,843	22%
3施設 合計	145,512	115,722	118,030	118,762	113,799	114,166	108,574	101,785	105,271	100,852	99,320	68%

(4) 運営状況

①奥久慈憩いの森

- 奥久慈憩いの森の指定管理料は、年間約2千6百万円を要しており、近年はコロナ禍の影響などにより、利用料金収入の減少に伴い収支状況が悪化した。
- 修繕については、森林学習館の屋根修繕工事や森林学習館の外壁塗装工事等を実施しているが、直近10年間で1件につき1千万円以上の大規模修繕は実施していない。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定 管理料	利用料 収入	その他		人件費	維持 管理費	事業費	その他			
H26	29,999	28,222	1,193	584	26,642	10,345	16,001	296	0	3,357	106
H27	29,623	27,379	1,616	628	25,950	9,368	16,218	364	0	3,673	0
H28	28,288	27,015	648	625	25,252	9,844	15,030	378	0	3,036	3,065
H29	27,722	26,188	695	839	26,266	9,805	16,329	132	0	1,456	5,681
H30	26,665	25,621	471	573	26,855	10,222	16,478	155	0	△190	518
R 1	26,638	26,079	239	320	28,236	8,624	19,572	40	0	△1,598	6,677
R 2	26,085	25,793	12	280	28,309	8,696	19,563	50	0	△2,224	13,090
R 3	26,513	26,069	0	444	28,822	9,012	19,750	60	0	△2,309	29,766
R 4	29,094	26,079	35	2,980	28,737	8,918	19,759	60	0	357	2,761
R 5	26,660	26,079	82	499	28,400	9,036	19,344	20	0	△1,740	0
平均	27,729	26,452	499	777	27,347	9,387	17,804	156	0	382	6,166

②水郷県民の森

- 水郷県民の森の指定管理料は、年間約2千1百万円を要しており、利用料収入はないものの、施設内の森林・緑地の管理をボランティア団体等と協働で実施するなど、指定管理者の工夫によって維持管理費の削減に努めている。
- 修繕については、ビジターセンターの空調機部品交換工事や浄化槽修繕工事等を実施している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他		
H26	22,444	22,281	-	163	19,517	11,527	7,958	32	0	2,927	0
H27	21,786	21,613	-	173	20,191	12,058	8,061	72	0	1,595	0
H28	21,571	21,327	-	244	21,449	13,216	8,161	72	0	122	0
H29	20,888	20,675	-	213	21,910	13,868	7,997	45	0	△1,022	0
H30	20,424	20,230	-	194	21,280	14,023	7,194	63	0	△856	0
R 1	21,420	21,272	-	148	20,652	12,821	7,768	63	0	768	4,609
R 2	21,315	21,272	-	43	20,119	12,477	7,624	18	0	1,196	231
R 3	21,439	21,272	-	167	20,474	12,525	7,913	36	0	965	38,530
R 4	21,419	21,272	-	147	20,693	12,881	7,749	63	0	726	12,038
R 5	21,663	21,272	-	391	21,690	13,967	7,669	54	0	△27	924
平均	21,437	21,249	-	188	20,798	12,936	7,809	52	0	639	5,633

③お手まき記念の森

○ お手まき記念の森は、高萩市が、直接管理運営をしている。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計					【参考】 使用料等収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H26	4,285	0	4,285	0	0	-
H27	5,444	0	5,444	0	0	-
H28	5,577	0	5,577	0	0	-
H29	6,978	0	6,978	0	0	-
H30	5,102	0	5,102	0	0	-
R 1	4,906	0	4,906	0	0	-
R 2	5,070	0	5,070	0	0	-
R 3	4,018	0	4,018	0	0	-
R 4	4,304	0	4,304	0	0	-
R 5	5,007	0	5,007	0	0	-
平均	5,069	0	5,069	0	0	-

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 直近 10 年間の大規模修繕の実績としては、水郷県民の森において老朽化が進んでいた水上木製デッキ撤去工事を令和 3 年度に実施。

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	-
H27	0	-
H28	0	-
H29	0	-
H30	0	-
R 1	0	-
R 2	0	-
R 3	32,736	大膳池に架かる水上木製デッキ撤去工事
R 4	0	-
R 5	0	-
計	32,736	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

○ 近県の類似施設では、本県と同様に指定管理者制度を導入して施設を管理している。

施設名	所在地	指定管理者
栃木県県民の森	栃木県矢板市	たかはらの森管理グループ
埼玉県県民の森	埼玉県秩父郡横瀬町	(公社)埼玉県農林公社
東京都檜原都民の森	東京都西多摩郡檜原村	檜原村
東京都奥多摩都民の森	東京都西多摩郡奥多摩町	奥多摩町
神奈川県立 21 世紀の森	神奈川県南足柄市	(株)アグサ
内浦山県民の森	千葉県鴨川市	(一財)千葉県観光公社
清和県民の森	千葉県君津市	千葉県森林組合

2 課題

○ いずれの施設も開業から年数が経過し、施設の老朽化による設備の更新や建築物の修繕等を計画的に実施する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針 (案)	今回報告	前回報告 (第8回調特)
①	現状維持 (現行の管理手法等での施設運営の合理化等)	○	○
②	施設のあり方検討 (サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等)		
③	民間活力導入による運営改善 (施設リニューアル等)		
④	他団体への譲渡・譲与 (民間、市町村等)		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営及び管理手法を継続し、合理化を図る。

【理由】

- 奥久慈憩いの森は、森林学習や自然探勝の場としての役割を果たすため、小中学生を対象とした木工工作体験や野鳥観察等ができる拠点として利用されており、利用者のニーズを把握しつつ、引き続き施設を存続していく必要がある。
- 水郷県民の森は、自然環境に関する学習をする場としての役割を果たすため、植物観察会や野鳥観察会等の開催のほか、地域団体のイベント会場として利用されており、利用者のニーズを把握しつつ、引き続き施設を存続していく必要がある。
- お手まき記念の森は、豊かな自然を感じられる憩いの場としての役割を果たすため、高萩市によって県の負担なく管理されており、引き続き施設を存続していく必要がある。

○施設名 県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）

1 現状

(1) 施設の概要

- 県民の森等は、県民が自然に親しみつつ休養し、自然に関して学習する場として設置した自然観察施設であり、「県民の森」のほか、有料施設である「植物園」、県民の森内の大型木造施設「森のカルチャーセンター」、きのこをテーマにした展示施設「きのこ博士館」が那珂市戸地内に一体的に整備されている。
- 県民の森は、野生植物の観察や保健・休養の場として昭和 44 年に整備された。コナラやクヌギ、スギなどからなる約 65ha の広大な森林であり、手軽に自然を感じられる場、心身の癒しの場として親しまれている。近年は、シニア層の手軽な散策コースとして人気が高い。
- 植物園は、植物に関する知識の習得や憩いの場として昭和 56 年に整備された。バラ、ボタン、シャクナゲなど約 600 種、約 5 万本の植物を四季折々に楽しめる施設であり、小中学校の校外学習や遠足での利用も多い。また、園内の熱帯植物館は、東南アジアの熱帯・亜熱帯に生育する植物を観察できる施設として平成 6 年に整備された。雨天時でも植物観察ができる施設として利用が多い。
- 森のカルチャーセンターは、県民の森内の大型木造施設で平成 2 年に整備された。施設内に設置した木製の遊具や玩具を通して自然や木のぬくもりを感じられるほか、木造の良さを体感できる建築物であり、県民の森散策の休憩場所としての利用も多い。
- きのこ博士館は、全国でも珍しいきのこをテーマにした展示施設で平成 10 年に整備された。幻想的な雰囲気館内にはきのこのほか、山菜やうるしなど特産林産物に関する展示・解説があり、小中学校の校外学習や遠足での利用も多い。

＜施設情報＞													
施設名	県民の森	植物園	森のカルチャーセンター	きのこ博士館									
所在地	那珂市戸地内	同左	同左	同左									
開業年月	昭和44年5月	昭和56年4月	平成2年5月	平成10年4月									
施設概要	面積 64.7ha	面積 12.0ha 熱帯植物館 延べ床面積:2,693.75㎡ 構造:SRC造、地上3階	延べ床面積:648㎡ 構造:木造、地上1階	延べ床面積:1,147.6㎡ 構造:RC造、地上2階									
設置理由	野生植物の観察並びに 保健及び休養の場	植物に関する知識の習得 及び憩いの場	森林及び野生鳥獣に 関する知識習得の場	きのこ類、山菜類などの 特用林産物に関する知識 習得の場									
設置の 根拠法令等	茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例												
事業内容	施設・設備の管理、森林・緑地の管理、自然観察等のイベント開催												
定員	-												
利用料金	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">入園料</td> <td>大人 320円</td> </tr> <tr> <td>団体 210円</td> </tr> <tr> <td>年間 1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室</td> <td>1日 3,050円</td> </tr> <tr> <td>半日 1,530円</td> </tr> </tbody> </table> ※大人は15歳以上 ※団体は大人20人以上	区分	利用料金	入園料	大人 320円	団体 210円	年間 1,000円	研修室	1日 3,050円	半日 1,530円	無料	同左
区分	利用料金												
入園料	大人 320円												
	団体 210円												
	年間 1,000円												
研修室	1日 3,050円												
	半日 1,530円												
休園日	なし	月曜日、年末年始	同左	同左									

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

○ 県民の森、植物園及びきのこ博士館は互いに隣接しており、また、森のカルチャーセンターは県民の森内に位置することから、一体の施設として管理することが合理的であるため、これら4施設を一括して「茨城県民の森等」として指定管理者が管理している。

指定管理者	公益社団法人茨城県農林振興公社
指定管理期間	平成31年4月1日～令和7年3月31日（6年間）
従事者数	31人（常勤10人、非常勤21人）

(3) 利用状況

- 県民の森の利用者数は、平成以降、年間5～9万人の年が多かったが、令和に入り毎年10万人を超えており、令和3年度には過去最高の約12万7千人が利用した。シニア層の手軽な散策コースとしての利用や、適度なアップダウンを活用したジョギングコースとしての利用などが多い。コロナ禍（令和2年度以降）においても利用者数は増加傾向であり、三密を回避しながら活動できる場として森林利用のニーズが高まったためと推察される。
- 植物園の利用者数のピークは、平成7年度の約23万8千人。施設の老朽化や類似施設の台頭、少子化による遠足利用・親子連れへの減少等により利用者は減少傾向にあり、令和5年度の利用者数は約5万人と、ピーク時と比較し約8割減少している。
- 森のカルチャーセンターの利用者数のピークは、開設直後の平成4年度の約6万3千人。一時は利用者数が2万人台に減少したものの、県民の森の利用者増加に伴い同施設の利用者数も増加しており、令和5年度の利用者数は約6万2千人とピーク時と同程度の利用がある。
- きのこ博士館の利用者数のピークは、開設時の平成10年度の約8万7千人。令和5年度の利用者数は約3万人であり、ピーク時から比較すると約7割減少している。
- 4施設合計の利用者数は、直近では県民の森の利用者の伸びにより微増しているが、中核的な施設である植物園の利用者がピーク時から大幅に減少するなど、長期的には減少している。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	ピーク	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ ピーク
県民の森	127,021 (R3)	85,371	79,217	82,567	91,602	103,006	110,538	108,224	127,021	117,811	116,988	92%
植物園	238,149 (H7)	58,461	62,383	63,094	63,742	57,234	50,746	34,333	46,403	56,354	49,871	21%
森のカルチャー センター	63,179 (H4)	41,328	44,936	49,206	46,895	45,249	62,696	50,041	61,544	61,411	61,775	98%
きのこ 博士館	86,968 (H10)	27,784	28,909	32,616	35,503	34,503	30,835	21,966	22,307	28,738	29,699	34%
合計	379,371 (H4)	212,944	215,445	227,483	237,742	239,992	254,815	214,564	257,275	264,314	258,333	68%

(4) 運営状況

○ 施設運営に係る支出は、平均で年間約 1.2 億円。一方、指定管理料及び利用料収入等を合わせた収入は、同約 1.2 億円であり、収支はほぼ均衡。なお、収支がマイナスとなった年は、指定管理者が赤字額を負担している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H26	128,289	119,293	7,321	1,675	128,834	62,717	65,715	402	0	△545	3,672
H27	125,532	115,700	7,320	2,512	125,727	60,800	64,178	749	0	△195	23,954
H28	124,559	114,192	7,354	3,013	128,725	66,292	61,681	752	0	△4,166	16,486
H29	120,418	110,699	7,340	2,379	121,339	59,633	60,979	727	0	△921	32,929
H30	118,254	108,331	7,464	2,459	122,520	59,846	61,878	796	0	△4,266	32,297
R 1	119,622	111,057	7,182	1,383	113,903	58,328	54,761	814	0	5,719	0
R 2	117,659	111,057	5,078	1,524	109,807	59,881	49,542	384	0	7,852	9,438
R 3	118,809	111,057	6,699	1,053	117,854	60,936	56,603	315	0	955	19,492
R 4	121,065	111,057	7,985	2,023	120,574	61,146	58,905	523	0	491	1,648
R 5	121,329	111,057	6,760	3,512	121,462	63,837	57,120	505	0	△133	0
平均	121,554	112,350	7,050	2,153	121,075	61,342	59,136	597	0	479	13,992

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 直近10年間の大規模修繕の実績としては、県民の森のマツクイムシ被害木の伐倒工事や熱帯植物館の空調設備機器の更新工事等を実施した。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	-
H27	13,478	県民の森における危険木（マツ等）伐倒工事
H28	13,090	県民の森における危険木（マツ等）伐倒工事
H29	26,536	県民の森における危険木（マツ等）伐倒工事
H30	12,236	県民の森における木製遊具の更新工事
R1	0	-
R2	0	-
R3	15,356	熱帯植物館における空調設備機器の更新工事
R4	0	-
R5	0	-
計	80,696	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 本施設から車で約10分の常磐自動車道那珂インターチェンジ周辺エリアに、那珂市が道の駅の整備を計画しており、令和4年10月に基本構想、令和5年3月に基本計画を策定した。
- 近県の類似施設では、本県と同様に指定管理者制度を導入して施設を管理している。

<他県類似施設（植物園（都・県立））>

施設名	所在地	指定管理者
とちぎ花センター	栃木県栃木市	(公社)栃木県農業振興公社
ぐんまフラワーパーク	群馬県前橋市	(株)ぐんまフラワー管理
神代植物公園	東京都調布市	(公財)東京都公園協会
大船フラワーパーク	神奈川県鎌倉市	アメニス大船フラワーセンターグループ

<他県類似施設（県民の森（都・県立））>

施設名	所在地	指定管理者
栃木県県民の森	栃木県矢板市	たかはらの森管理グループ
埼玉県県民の森	埼玉県秩父郡横瀬町	(公社)埼玉県農林公社
東京都檜原都民の森	東京都西多摩郡檜原村	檜原村
東京都奥多摩都民の森	東京都西多摩郡奥多摩町	奥多摩町
神奈川県立21世紀の森	神奈川県南足柄市	(株)アグサ
内浦山県民の森	千葉県鴨川市	(一財)千葉県観光公社
清和県民の森	千葉県君津市	千葉県森林組合

(6) 議会からの提言や外部有機者等からの意見等

○ 魅力向上に関する調査特別委員会（令和2年度）

提言内容	対応状況
<p>茨城県民の森及び茨城県植物園については、四季の感動を体験・体感し、憩い学べる自然観察施設の機能を活かしつつ、民間アイデアを活用し、先進的な技術や体験型アウトドア施設など、新たなコンセプトを導入することにより、魅力溢れる施設に一新し、観光客増加及び地域経済の活性化を図る必要がある。</p>	<p>民間の創意工夫や経営力を取り入れ、植物園等としての機能を活かしつつ、県内外からの集客を実現できる魅力溢れる施設への一新を図っていく。</p>

2 課題

- 整備後 40 年以上経過している施設が多く、今後も施設の機能を維持していくためには、空調機の更新等の大規模工事や、機能が低下した電気設備、給排水設備等の更新を計画的に行う必要があり、維持管理費の増大が見込まれる。これら施設・設備の更新、修繕に係る費用は指定管理料とは別に県が措置する必要がある。
- 県民の森は、シニア層の手軽な散策コースとしての利用などにより利用者数は微増傾向にある一方、中核施設である植物園については、施設の老朽化等により、利用者数はピーク時と比較し大幅に減少している。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 (第7回調特)
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）		
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）	○	○
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 施設の現状や利用状況、議会からの提案を踏まえ、自然観察施設の機能を活かしつつ、民間アイデアを活用し、魅力あふれる施設への一新を図っていく。

【理由】

- 整備後 40 年以上が経過し、今後増大が見込まれる施設の老朽化に伴う施設運営経費を県が負担し続けることは困難である。
- そこで、民間の創意工夫や経営力を取り入れ、植物園等に付加価値をつけて魅力を向上させる整備を行い、利用者を増加させることで、持続可能な運営ができる施設へ転換を図る。

4 周辺の影響とその対応

- リニューアルの検討に当たっては、新たな利用者の取り込みを図る一方、これまでの利用者にも配慮したものとする必要がある。特に、県民の森については、周辺住民による森林散策の利用が多いことから、これらの利用者にも配慮し検討していく必要がある。
- また、那珂インターチェンジ周辺エリアで整備が予定されている道の駅との相乗効果も期待しながら、両施設のコンテンツのすみ分けや周遊を促す方法などについて、地元市と連携を図る必要がある。

5 今後の予定

- 建設工事請負契約に係る議案の議決を経て、基本契約・実施設計・工事に係る本契約を締結し、令和 7 年 4 月のリニューアルオープンを目指して、6 月下旬から実施設計・工事に着手する。
- 指定管理者の指定（指定期間 20 年間）については、令和 6 年 10 月頃に開催する指定管理者選定委員会の審査を経て、令和 6 年第 4 回定例会に議案の上程を予定している。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

水産振興課（農林水産部）
令和6年6月12日（水）

○施設名 波崎漁港海岸休憩施設

1 現状

(1) 施設の概要

- 波崎漁港海岸休憩施設は、海水浴、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として設置したものである。

所在地	神栖市波崎 9572-1 地先
開業年月	平成7年8月
施設概要	施設敷地 15,000 m ² 、休憩・管理棟 鉄筋コンクリート造（管理室・トイレ・シャワー室、休憩室） （延床面積：216.32 m ² ）
設置理由	海水浴客、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として整備された。
設置の根拠法令等	茨城県波崎漁港海岸休憩施設の設置及び管理に関する条例
事業内容	施設の維持管理等
定員	—
利用料金	温水シャワー210円以内/回（3分）

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 平成7年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	神栖市
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
従事者数	3人（非常勤）

(3) 利用状況

- 利用者数は、令和元年度までは概ね年間2万人前後で推移していたが、令和2年度から令和3年度についてはコロナ禍の影響によりピーク時の50%程度に低減している。
- 令和5年度は、ピーク時の約76%まで回復している。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H29 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 /ピーク
利用者数	23,562	20,499	17,681	19,108	23,562	16,140	18,186	11,242	11,545	17,632	17,839	75.7%

(4) 運営状況

- シャワー利用料と地元神栖市の財源にて運営を行っている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H26	9,820	-	489	9,331	9,820	2,025	7,795	0	0	0	0
H27	10,189	-	462	9,727	10,189	1,996	8,193	0	0	0	0
H28	10,121	-	551	9,570	10,121	1,989	8,132	0	0	0	681
H29	12,500	-	591	11,909	12,500	1,880	10,620	0	0	0	0
H30	13,061	-	445	12,616	13,061	1,776	11,285	0	0	0	0
R1	10,156	-	381	9,775	10,156	1,940	8,216	0	0	0	0
R2	16,814	-	238	16,576	16,814	1,902	14,912	0	0	0	0
R3	9,764	-	136	9,628	9,764	1,501	8,263	0	0	0	0
R4	5,785	-	396	5,389	5,785	2,240	3,545	0	0	0	0
R5	7,211	-	336	6,875	7,211	2,345	4,866	0	0	0	0
平均	10,542	-	402	10,140	10,542	1,959	8,583	0	0	0	68

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- これまで、10,000千円以上の大規模な修繕は行っていない。

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 周辺に類似施設はない。

2 課題

- 施設の長寿命化のために必要な修繕等について神栖市と協議し、適切に実施していく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	該当の有無	前回報告 （第8回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の施設運営により管理する。

【理由】

- 当該施設には、波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所としての役割が求められていることから、現行の管理手法による施設の存続に努めていく。

○施設名 漁港施設（那珂湊漁港駐車場、那珂湊漁港水門、波崎漁港浄化施設）

1 現状

(1) 施設の概要

- 那珂湊漁港駐車場は、漁港来場者の駐車スペースを確保することにより、漁港内での無秩序な駐車を防止し、漁業生産活動の円滑化を図ることを目的としている。
- 那珂湊漁港水門は、那珂湊漁港内への河川土砂の流入防止、航路機能の維持を目的としている。
- 波崎漁港浄化施設は、近隣市街地に散在する水産加工業者を漁港内の加工団地へ集積し、産地の拠点化を図るとともに水産加工場からの排水を処理し、波崎漁港及び周辺水域の衛生管理・環境保全に資することを目的としている。

	那珂湊漁港駐車場	那珂湊漁港水門	波崎漁港浄化施設
所在地	ひたちなか市湊本町地内	ひたちなか市湊本町地内	神栖市波崎新港 11
開業年月	平成 6 年 10 月	平成 3 年 4 月	平成 13 年 4 月
施設概要	施設敷地 第 1 駐車場 8,909 m ² 、 第 2 駐車場 5,774 m ²	施設敷地 377 m ² ・管理棟 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積：225 m ² ・機械室棟 鉄筋コンクリート造 1 棟 延床面積：54 m ² ・防衛チェーン機械室 鉄筋コンクリート造 1 棟 延床面積：98 m ²	施設敷地 9,403.63 m ² 、 ・前処理棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階、地下 1 階建 延床面積：971 m ²
設置理由	那珂湊漁港内での無秩序な駐車を防止し、漁業生産活動の円滑化を図る	那珂湊漁港内への河川土砂の流入防止と航路機能の維持を図る	近隣市街地に散在する水産加工業者(19社)を本加工団地へ集積し、産地の拠点化を図るとともに漁港内の衛生管理・環境保全を図る
設置の根拠法令等	漁港及び漁場の整備等に関する法律及び茨城県漁港管理条例		

	那珂湊漁港駐車場	那珂湊漁港水門	波崎漁港浄化施設
事業内容	駐車場料金の徴収、利用者の整理誘導、施設の維持管理等	施設の維持管理等	施設の維持管理等
定員	第1駐車場 普通車：229台、バス：10台 第2駐車場 普通車：176台	—	—
利用料金	普通車：100円 乗合型自動車：210円 大型乗合自動車：340円	無	事業所敷地：398円/m ² 、 排水量：196円/m ³

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

	那珂湊漁港駐車場	那珂湊漁港水門	波崎漁港浄化施設
管理手法	指定管理者制度 ・平成6年度から、施設の運営を委託 ・平成18年度から指定管理者制度を導入	指定管理者制度 ・平成3年度から、施設の運営を委託 ・平成18年度から指定管理者制度を導入	直営 ・平成18年度から指定管理者制度を導入していたが、東日本大震災による復旧工事や老朽化対策工事のため、平成24年度から管理運営は、全て委託で実施
管理状況	・指定管理者 株暁恒産 ・指定管理期間 令和5年4月1日～ 令和10年3月31日(5年間) ・従事者数 9人 (非常勤9人)	・指定管理者 那珂湊漁業協同組合 ・指定管理期間 令和5年4月1日～ 令和10年3月31日(5年間) ・従事者数 2人 (非常勤2人)	・委託先 三菱化工機アドバンス(株) ・従事者数 3人 (非常勤3人)

(3) 利用状況

- 那珂湊漁港駐車場の利用車台数は、令和元年度までは概ね年間 42～44 万台で推移していた。令和 2 年度はコロナ禍の影響によりピーク時の 75%と落ち込んだが、令和 3 年度には、87%まで回復し、令和 5 年度は、97.8%となっている。
- 那珂湊漁港水門は、東日本大震災以前の利用隻数は概ね 2,000 隻程度で推移していたが、震災復旧工事を終え再稼働した平成 29 年度以降の利用隻数は、船舶数の減少によりピーク時(平成 17 年度)の半分以下となった。令和 2 年度以降は、流入土砂により水門付近に土砂が堆積したことなどから、緊急時を除き閉門をしており、利用実績がない状況が継続している。
- 波崎漁港浄化施設を利用している加工団地は、すべての区画が埋まっており、利用企業数は上限に達している。

【利用者数の推移】

施設名	項目	ピーク		H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5 /ピーク
		年度	利用者数											
駐車場	利用台数 (台)	R 4	499,012	440,325	443,131	433,273	414,912	438,203	426,804	369,683	429,088	499,012	488,157	97.8%
水門	利用隻数 (隻)	H17	2,248	0	0	0	752	955	774	0	0	0	0	0.0%
浄化施設	利用企業数 (社)	R 4	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	100%
	処理水量 (m ³)	H29	114,246	99,739	110,071	111,192	114,246	103,375	112,387	100,777	95,947	99,294	108,056	94.6%

(4) 運営状況

① 那珂湊漁港駐車場

- 那珂湊漁港駐車場の利用台数は平均 44 万台/年を超え、利用料収入は平均 43,000 千円/年で推移している。なお、令和 2 年度は、コロナ禍の影響で一時的に減少した。
- 指定管理者の収支は赤字であるが、令和 6 年度からキャッシュレス決済等を導入し、管理費削減により収支改善の見込み。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	指定 管理料	利用料 収入※	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H26	15,120	15,120	-	0	15,707	14,318	1,389	0	0	△587	0
H27	15,120	15,120	-	0	16,018	10,802	5,216	0	0	△898	0
H28	15,120	15,120	-	0	15,808	10,684	5,124	0	0	△688	38,545
H29	14,957	14,957	-	0	16,642	11,039	5,603	0	0	△1,685	0
H30	15,120	15,120	-	0	15,482	9,787	5,695	0	0	△362	0
R 1	15,400	15,400	-	0	15,746	10,393	5,353	0	0	△346	0
R 2	15,400	15,400	-	0	17,048	10,647	6,401	0	0	△1,648	0
R 3	15,400	15,400	-	0	18,058	11,522	6,536	0	0	△2,658	0
R 4	15,400	15,400	-	0	17,729	10,716	7,013	0	0	△2,329	0
R 5	15,400	15,400	-	0	16,337	9,910	6,427	0	0	△937	0
平均	15,244	15,244	-	0	16,458	10,982	5,476	0	0	△1,214	3,855

※利用料収入は県の歳入としているため、指定管理者の歳入における利用料収入は「-」と記載

なお、県の歳入となる利用料収入は、平均 43,000 千円/年 (R 1 : 42,928 千円、R 2 : 37,170 千円、R 3 : 43,189 千円、R 4 : 50,260 千円、R 5 : 49,270 千円) で推移している。

② 那珂湊漁港水門

- 現在、緊急時を除き閉門しており、船舶の航行はないが、河川からの土砂流入防止機能は維持・継続されている。
- 維持管理費等に大きな変動はなく収支は安定している。
- 平成 23 年度から平成 26 年度までは、大震災からの復旧工事のため指定管理を行っていない。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定 管理料	利用料 収入	その他		人件費	維持 管理費	事業費	その他			
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,997
H27	27,999	27,999	-	0	28,019	10,496	17,523	0	0	△20	0
H28	28,038	28,038	-	0	28,137	12,326	15,811	0	0	△99	43,714
H29	28,221	28,221	-	0	28,235	12,411	15,824	0	0	△14	0
H30	28,188	28,188	-	0	28,188	12,459	15,729	0	0	0	0
R 1	28,388	28,388	-	0	28,388	12,660	15,728	0	0	0	0
R 2	28,688	28,688	-	0	28,688	12,958	15,730	0	0	0	0
R 3	28,688	28,688	-	0	28,688	12,955	15,733	0	0	0	0
R 4	28,688	28,688	-	0	28,688	12,535	16,153	0	0	0	0
R 5	28,688	28,688	-	0	28,688	12,636	16,052	0	0	0	0
平均	28,398	28,398	-	0	28,413	12,382	16,031	0	0	△15	7,171

③ 波崎漁港浄化施設

- 波崎漁港浄化施設の利用企業数の増減はない（19社）。また、処理水量は、水揚量により変動があるものの100,000 m³前後で推移している。
- 利用料収入も大規模修繕のなかった過去3年間（R2～R4）の平均37,590千円に対し、支出は平均35,306千円（R2～R4）であり、収支も安定し均衡がとれている。

【歳出の推移】

（単位：千円）

年度	歳出計	歳出の内訳				【参考】 使用料等収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H26	26,637	-	6,825	19,812	0	37,081
H27	426,011	-	5,967	22,377	397,667	39,064
H28	27,468	-	5,396	22,072	0	39,279
H29	120,659	6,488	5,696	16,251	92,224	39,866
H30	292,373	5,692	6,658	17,496	262,527	37,778
R1	71,052	8,246	7,101	17,278	38,427	39,899
R2	34,462	8,713	7,632	18,117	0	38,002
R3	38,012	9,488	7,214	17,310	4,000	37,056
R4	47,144	8,406	9,326	19,712	9,700	37,712
R5	34,765	8,790	7,526	18,449	0	39,429
平均	111,858	5,582	6,934	18,887	80,455	38,517

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 那珂湊漁港駐車場は、平成28年度に東日本大震災による復旧工事を行っている。
- 那珂湊漁港水門は、平成26年度、平成28年度に東日本大震災による災害復旧工事を行っている。
- 波崎漁港浄化施設は、国補事業等を活用しながらプラント・機械・電気設備等の工事等を行っている。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容	
H26	27,997	那珂湊漁港水門	災害復旧工事（東日本大震災）
H27	397,667	波崎漁港浄化施設	災害復旧工事（東日本大震災）
H28	82,259	那珂湊漁港駐車場	災害復旧工事（東日本大震災） 38,545
		那珂湊漁港水門	災害復旧工事（東日本大震災） 43,714
H29	92,224	波崎漁港浄化施設	災害復旧関連工事（プラント・機械・電気設備等の工事）
H30	262,527	波崎漁港浄化施設	災害復旧関連工事（プラント・機械・電気設備等の工事）
R1	38,427	波崎漁港浄化施設	災害復旧関連工事（プラント・機械・電気設備等の工事）
R2	0		
R3	0	波崎漁港浄化施設	※ 今後の老朽化対策に向けた基本設計委託（委託費：4,000千円）
R4	0	波崎漁港浄化施設	※ 脱水機交換等工事（工事費：9,700千円）
R5	0		
計	901,101		

（5）周辺エリア、類似施設等の状況

- 那珂湊漁港駐車場、那珂湊漁港水門及び波崎漁港浄化施設は、周辺エリアに類似施設はない。また、近県（福島県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県）においても同様の施設は設置されていない。

2 課題

- 那珂湊漁港駐車場は、漁港内での無秩序な駐車を抑制するため駐車場の稼働率を向上させる必要がある。
- 那珂湊漁港水門は、漁港内への土砂流入に伴い水門付近に土砂が堆積したことから、水門開閉の支障となっている堆積土砂を除去する必要がある。
- 波崎漁港浄化施設は、施設供用開始から 23 年経過しており、施設の老朽化や設備の経年劣化が生じていることから、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。

3 対応方針

	今後の取組方針（案）	該当の有無	前回報告 （第 8 回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 那珂湊漁港駐車場は、令和 6 年 4 月に導入したキャッシュレス決済による精算方法の周知を行い、円滑な入出庫を促すなど、駐車場稼働率の向上に努めていく。
- 那珂湊漁港水門及び波崎漁港浄化施設は、老朽化等に対応するための工事や修繕を適切に実施し、長寿命化を目指していく。

【理由】

- 当施設は、漁港及び漁場の整備に関する法律第 3 条に規定する県が管理する漁港施設であることから、設置目的のとおり漁業生産活動の円滑化のため引き続き存続させる必要がある。